

【一般質問項目】

質問項目予定表

議会事務局作成

一般質問

二月二十五日(水)

④ 中村議員

区分	項目	内 容 等	答 弁 者
一．経済危機 について 知事 地域振興部長	1. 同左	(1)今、私たちが直面しているのは、アメリカ主導の世界経済秩序が最終的に行き詰まったことによる金融システムの崩壊と、この国の経済財政システムの行き詰まりが重なり合った複合的危機だと思いが、一連の出来事をどのように捉えているか伺う。	知 事
		(2)この難局を解決するには、国内の均衡と対外均衡を両立させる道を模索せざるを得ないが、それは国内にしばらくは一段と大きな痛みを強いるように思うが、所見を伺う。	知 事
		(3)この度の国の経済対策の実効性をどのように評価しているか伺う。	知 事
二．地方分権 改革について	1. 都道府 県から市町 村への権限 移譲	(1)事務処理特例制度による地域の自主的・主体的判断によることなく、国の法律で強制的に県と市町村の事務配分を定めようとする第一次勧告の考え方は疑問だが、所見を伺う。	地域振興部長
		(2)第一次勧告との関係で、本県で既に市町村に移譲済みの事務は条項数でどのくらいあり、市と町村の内訳の状況を伺う。	地域振興部長
		(3)一次勧告にあって県の移譲計画にない事務は条項数からどれだけあり、そのうち法制化されたとして、本県市町村の事務として新たに義務付けられる事務はどれくらいか伺う。	地域振興部長
		(4)新分権一括法によって実際に移譲されることになった場合、県計画の見直しが求められるが、その数はどのくらいになるか伺う。	地域振興部長
		(5)今後、分権推進計画や新分権一括法の策定にあたり、混乱を最小限に収めるため、経過措置や暫定措置あるいは特例といったものを設けることも必要と思うが、所見を伺う。	地域振興部長
2. 国から 都道府県へ の権限移譲		(1)国への不信感を拭い去り、分権を結実させるため、当面何が必要と考えるか伺う。	知 事
		(2)分権を勝ち取るというスタンスに立ったとき、国道・河川の権限移譲はもとより、都道府県へ移譲される七四項目は最低、さらにはそれ以上のものを敢えて本県が受け入れる気構えが必要と考えるが、所見を伺う。	知 事

この質問項目予定表は議会事務局において質問をされる議員の同意を得て作成しています。なお、この質問項目等は予定ですので、質問内容・順序・答弁者等について変更になることもありますのであらかじめご承知ください。

質問項目予定表

議会事務局作成

一般質問

二月二十五日(水)

④ 中村議員

区分	項目	内容等	答弁者
二. つづき	3. 地方行 財政会議	(1) 地方行財政会議の設置は、ますます必要性を増してきており、地方としてその法制化による制度化を強く求め、実現を図っていかねばならない正念場に来ていると思うが、所見を伺う。	知 事
三. プルサー マル計画につ いて	1. 同上	(1) 基本的認識として、原子力発電そしてプルサーマルについて、有用性、必要性、重要性をどう思っているか伺う。 (2) 昨年十月の国の安全審査をどう評価しているか伺う。 (3) また、可否を決めるに際し、先の「基本的に了解する」の判断は知事の中でどのような位置づけになっているか伺う。 (4) 原発の問題は、楽観はもとより、悪戯に悲観することなく、適切に対処すべきものと心し、議会は判断したが、この判断内容に所感があれば伺う。 (5) これまでの知事の姿勢からすれば、保安院の中間評価は大きなポイントとなるが、どのように評価しているか伺う。 (6) 県と松江市で最終可否判断の時期について差が出てくることは予想されるが、この違いは違いとしてはつきり踏まえなければならないが、所見を伺う。 (7) 県政のこの重要課題を主体的に自主的に、今定例会中にでも判断すべき時に来ていると考えるが、決意を伺う。	知 事 知 事 知 事 知 事 知 事 知 事

この質問項目予定表は議会事務局において質問をされる議員の同意を得て作成しています。なお、この質問項目等は予定ですので、質問内容・順序・答弁者等について変更になることもありますのであらかじめ承知ください。

平成 21 年
2 月定例会
一般質問・答弁 全文



【質 問】

【経済危機について】

中村芳信です。

知事、昨年は世界的な経済危機が勃発し歴史に残る年となりました。2008年秋ニューヨークウォール街を襲った激震は9・11テロを凌ぐ勢いで地球を揺さぶり続けています。

お金の流れが滞って消費も投資も貿易も縮む。経験したことのない経済の急降下。株価は半値になり、先行きへの不安が企業や国民の心理を凍りつかせデフレ不況への心配が広がる。人々を豊かにするはずの自由な市場が時にひどい災禍をもたらす。資本主義がもっているそうした不安定性がまずアメリカを襲い、そして、グローバル化した世界を瞬く間に巻き込みました。

今年、ベルリンの壁が崩壊し東西冷戦が終結して20年。確かにこの間、地球はひとつの市場となって、モノ、カネ、そしてITによる情報の流れが豊かさと利便をもたらしてくれました。しかし同時に、株主や投資家の利益を何より重視し、働く人の暮らしや企業の責任よりもお金を生み出す効率を優先する「新自由主義」のあの考え方に基づいた「市場」が世界に広がりました。

それが行き着くところまで行ったのが今回の危機であろうと思います。それは、人間や社会の調和よりも利益を荒稼ぎする市場そのものを大事にするシステムのひとつの帰結であるように思います。

この間日本では、バブル崩壊後の不況脱出をめざし米国流市場原理を重視した規制緩和が本格化して10年余り。小泉改革がそれを加速しました。そ

の結果、古い日本型経済社会の構造はそれなりに効率化され戦後最長の好景気と史上最高水準の企業収益が実現し、確かに成長はしました。

しかし同時に現れたのは思いもしなかった現実です。日本の新自由主義が絶叫した「改革なくして成長なし」の論は、声高な自己責任論をあおる中、貧富の差を拡大し、労働市場の規制緩和で非正規労働者が働く人の3割にまで膨れ上がり、年収200万円に満たない人々が1千万人を超えてしまいました。

しかも財政再建の名の下、雇用保険、医療や公的扶助といった「安全網」は細るばかり、一旦貧困の罠にはまると抜け出せない、それがあたりまえの現実になっています。また困ったことに、貧困が噴出すると社会に病理現象が蔓延し非寛容になる。今度の危機はそこを真っ向から直撃しました。

今、私たちが直面しているのは、第二次大戦後形成されたアメリカ主導の世界経済秩序が最終的に行き詰ったことによる金融システムの崩壊と様々な矛盾を抱え、立ち往生しているこの国の経済財政システムの行き詰まりが重なった複合的な危機であろうと思います。知事には、この度の一連の出来事をどのように捉えておられますか、所見をお聞かせ下さい。

そして、世界同時不況が深まりつつある中、心配なのは、この衝撃をやわらげようと、世界中で国内の軋轢を回避するため対外均衡を犠牲にする保護主義的な動きが出てくることです。すでに欧米の自動車産業や米国議会でのバイ・アメリカン条項盛り込みなどそうした兆候がみられます。

しかし歴史は、既に苦い経験をしています。1929年、当時世界は、新しく形成しなければならなかった秩序の構築には向かわず、アメリカはニューディールで内向きとなり、新興国日本、ドイツ、イタリアはファシズムに走り、またソ連は計画経済を強化し、分裂してしまいました。結果は、第二次世界大戦という破局でした。

こうして、各国が内向きになればなるほど世界の分裂が現実化する可能性があります。この難局を乗り切るには国内の均衡と対外均衡を両立させる道を模索せざるを得ません。しかし、それはまたそれで、国内に、しばらくは一段と大きな痛みを強いるように思います。この点はどうでしょうか、知事。

そして今後、保護主義の誘惑に抗しながら、この国の経済秩序を再構築するには、持続的な内需の拡大をめざし、革新的な新機軸の産業の振興や地域経済の再生が必至と考えます。こうした点からこの度の国の経済対策の実効性をどのように評価されていますか、併せて伺います。

【地方分権改革について】

【都道府県から市町村への権限委譲】

次に、分権改革について伺います。

今般の分権改革は、都道府県と町村外し道州制を強く意識したものとなっています。その第一次勧告の柱のひとつは基礎自治体への権限移譲でした。これは既に、分権委の「中間的なとりまとめ」において、「複数の都道府県において、小規模な市町村も含め権限移譲がなされている事務は相当数に及んで」おり、「このような事務は、いずれの地域にとっても、本来市町村の事務として位置づけられるべきものと考えられ、基礎自治体優先の原則に基づき市町村の事務として法令上制度化することを検討する」としており、具体的には、自治法改正で創設された「事務処理特例制度」の運用実績などを勘案し、法令によって事務権限を移譲しようとするものです。勧告で示された数は 64 法律 359 事務にわたります。

しかし、この権限移譲については少なからず疑問があります。先ず法は、自治体を「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を」担うものと規定しています。この「自主的」とは自己決定権の拡充を意味しますので分権改革にとって当然の規定です。もともと分権改革を必要とした問題も「自主的な意思決定」ができないことそれ自体でした。そして事務処理特例制度の趣旨も、地域の自主的・主体的な判断に基づいて、市町村の規模能力など実情に応じ事務配分を定めることを可能とすることにあり、評価できるものです。しかしながら、その法制化ということは、例えそれがこの制度の実績を踏まえたものであっても、対等協力の関係にある国が都道府県に義務付けている仕事を強制的に市町村に義務付け直すものです。

加えて、今回の勧告は、359 事務のうち一般市と町村にそれぞれ 252 事務、29 事務を移譲するもので、自治体間、特に市と町村間に分け隔て格付けを行ったのが特徴です。つまり基礎自治体優先の原則のもと「基礎自治体が地域における総合行政を担い、地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を決定し、縦割りで使い勝手の悪い分断された行政サービスの体系を住民ニーズに合わせて柔軟に変更・統合することができる仕組みづくりが必要である」としながら、「自主性」や「補完性」は省みず、小規模自治体への権限移譲は現実的でなく、総合行政主体の確立を、合併によって一応行政体制が整ってきているとして、一般市ないし指定都市に求めたものです。

しかし、総合行政の追求は必ずしも分権と直結しません。むしろ総合的であることと分権とは相容れない可能性があります。自治体がどのような範囲で事務を所掌しどのように組織として分業と協業を組み立てるかを自主的に判断するとするならば、その結果は総合的である場合もあれば非総合的とな

る場合もあり得ます。

自主的な判断の結果、総合行政ではなく限定的、分離的、孤立的あるいは分立的行政を選択することも十分に分権的です。そうしたことからいってもこの権限移譲には疑問の念を禁じえません。この点、執行部に何か所見があればお聞かせ下さい。

しかし、この権限移譲は、これがもともと自治体間の事柄であり国の権限に直接からむことではありませんので、実現の可能性は高いように思います。そうした場合、事務処理特例制度によって既に事務を処理している市町村にとっては影響は少ないかもしれませんが、そうでない市町村にとっては大きな影響があると想像できます。とりわけこの制度を活用し積極的に権限移譲を進めているにも関わらず、実績として3割程度という決して大きな成果をあげているとはいえない本県の場合、県、21市町村ともそうではないかと考えます。

そこでまず、第一次勧告との関係で本県で既に市町村に移譲済みの事務は条項数からいってどのくらいあるのか、またその市と町村の内訳はどのような状況になっているかお知らせ下さい。

また、一次勧告にあって県の移譲計画にない事務は条項数からいってどれだけあるのか、またそのうち今後法制化されたとして、本県市町村の事務として新たに義務付けられる事務はどれくらいになりますか。

また、新分権一括法によって実際に移譲されることになった場合、いずれにせよ県計画の見直しが求められます。その数はどのくらいになりますか。

そして、実態として権限移譲が進んでいない中、本県市町村にとって自主的・主体的に望んでもいない事務権限を押し付けられるわけですので、特に県下8市には相当迷惑が掛かりそうです。今後分権推進計画や新分権一括法の策定にあたり、混乱を最小限に収めるため、経過措置や暫定措置あるいは特例といったものを設けることも必要であるように感じます。この点はいかがでしょうか。

【国から都道府県への権限委譲】

次に、国から都道府県への権限移譲について伺います。

今後、国による義務付け・枠付けの見直し結果などにより変動しますが、取り敢えず二次勧告では、国の出先機関の見直しと合わせその所掌事務408項目のうち321項目が見直しの対象とされ、重複分を除き116項目の権限が統廃合の対象とされました。うち廃止縮小としたのは47項目、都道府県に主に移譲するのは74項目です。

この点確かに、残り205項目は逆に現状維持という「お墨付き」を与えた

ことになり、中央の強かさに舌を巻くといった感もしないわけではありません。しかし、今回の対象項目には、一次勧告からの積み残し課題であり分権改革の帰趨を決めるといって過言でない直轄国道・河川の移譲も含まれています。国土交通省は分権委との協議で、国道の15%相当及びひとつの県内で完結する一級河川53水系の約4割を都道府県に移譲する方針を提示しました。たまたま出先機関の道路特定財源の使い方の問題が追い風になった面もありますが、これまで全面拒否の姿勢を貫いてきた中央の姿勢を初めて転換させたという点で評価されるべきものであると思っています。

しかし、これらに対する地方の反応は、「ろくな権限がない」、「全体に手間だけが掛って成果の出にくい嫌な仕事を地方に押し付けてくる」、また「地域が行うことができない全国的視点」、「地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業」等々、出先機関を維持する理由に全国的視点が多用され、これでは都道府県の頭越しに直接地域の振興策を実施され二重行政が解消されるはずがない、目玉の「地方振興局」「工務局」も勧告が「出先機関の一大転換」と自賛するのは手前みそ、第一、集権化への懸念が募る、いくら人員削減目標を掲げても、移管事項を具体化できないまま総合化すれば巨大な集権の出先機関ができる、また縦割り行政も相変わらずであろう、といったようなもののようにです。

加えて、肝心の知事会は温度差があり、全体として冷ややか熱は冷めているように感じます。もちろん、この分権熱を冷めたものにはしているのは、あの「三位一体改革」のトラウマとそれへの不信であることは言うまでもありません。補助金削減、税源移譲、地方交付税の見直しがセットであったにもかかわらず、結局、地方の敗北。こうして地方は、国への不信と権限移譲だけでなく出先機関の再編も十分な財源手当てがないまま国の役人だけ押付けられるのではないかという警戒感とで積極的意思表示をしないように感じます。

もちろん今回の改革の評価は、詰めのない煮え切らない勧告が続いている中、今後の三次勧告や分権推進計画、新一括法を通じて財政制度がどうなるかなど見極めないと定まりません。しかし、その前にまずこうした不信感を拭い去り分権を結実させるため、当面、何が必要と考えますか、知事、お聞かせ下さい。

そして、確かに、こうした不安や不信は分かります。しかし心配してばかりでは権限移譲に抵抗する霞ヶ関と動きが一致し、都道府県自身が分権にブレーキをかけることになりかねません。逆に権限移譲に熱心な広島県は国から「県でできますか」と諭されているそうです。分権は霞ヶ関から恩恵的にもたらされるものでなく地方が中央と戦って確立するもの。たとえ半歩でも動かすためには、地方が強い結束を維持し勧告を具体化する道を進むべきと

考えます。そのためまず自治体側に勧告を受け入れる勇気が必要です。

この点、本県では、直轄国道と河川の権限移譲について国道 9 号出雲バイパス旧道は 22 年 4 月受け入れ、国道 191 号は「全国的な高速ネットワークとして機能する山陰道の国による完了が大前提」、高津川は「整備計画の内容の事業実施が一定の水準まで進んでから移譲を受ける」としており、現実的な判断としては理解できます。しかし、分権を勝ち取るというスタンスに立ったとき、この国道・河川の権限移譲はもとより、先の 74 項目は最低、さらには現状の国と地方との関係を踏まえ、それ以上のものを敢えて本県が受け入れる気構えが必要ではないかと考えます。知事、いかがお考えですか。

【地方行財政会議】

次に、1 月の全員協議会で示された国への重点要望の中に「地方行財政会議の設置」という項目が載っておりました。残念ですがこの要望についての国の措置状況は記載されておりませんでした。

先の「三位一体改革」を振り返ってみますと、特筆すべきは政府が地方に補助金廃止案の作成を依頼したことでした。しかしそれ以上に重要なのは、「国と地方の協議の場」を設定したことでした。国が地方に補助金廃止削減の具体案の作成を依頼し、地方がそれに答えて案を出したとしても、それだけではだめで、国との議論の場が設定されたことは、地方が国の意思決定過程に参画することが可能となり、改革を進める上で大きな意義がありました。

こうした成果を踏まえ、今期改革が始まるにあたり、地方六団体は、内政の政策立案に関して地方が参加できるシステムの構築を目指し、国と地方の役割分担のあり方、国による関与・義務付けのあり方、地方税財政制度のあり方等について両者が同じテーブルで協議する「地方行財政会議」の設置を次期「地方分権改革推進法」に盛り込むよう、平成 18 年 6 月、国に対し異例の意見書として提出したところです。

しかし政権末期にあった当時の政府から明確な回答はなく、現行地方分権改革推進法にこの意見は法制化されておりません。

ところで、「地方分権推進委員会」の時、勧告はすべて各省庁と事前に協議し合意に達したものがその内容になっていました。したがって政府としてもほとんどすべてとあってよいほど、確かにそれだけに成果のほどは問題がありましたが、勧告に沿った措置をそのまま講じることになりました。

しかし今回の手法は、省庁と合意をみた事項でなくとも勧告に載せる手法です。したがって、「地方分権改革推進本部」の「第一次分権改革推進要綱」では、当然省庁との合意がなされなかった事項について前進はありません。

それどころか勧告では「何々する」と言い切ったものが「第一次勧告の方向により検討を行う」など表現が弱まっている例があります。とりわけ二次勧告の出先機関の人員削減の目標数値の設定などはその典型的例です。

もちろん検討の結果どのようになるか予断を許しません、決着はこの春の三次勧告やその後の分権推進計画、また新一括法を待たなくてはなりません。いずれにせよこの先どのように具体的に変わるのか地方には予測しにくい状況です。

また、加えて、この「地方行財政会議」をめぐる問題を考えるとき、避けて通れないのが「補完性の原則」です。ご承知のように分権を貫く理念の一つはこの原則にあります。それは「市町村にできない事務事業は都道府県に」、「都道府県にできない事務事業は国に」といったように市町村や都道府県の視点から国と地方の役割分担を考え仕事の配分をしようとするものです。

ただ問題は、だれがこの「補完」を決定するかということです。この点、単一主権国家日本では法律で事務事業の実施権限を決定することは止むを得ないことであり、第一期改革の結果生まれた「法定受託事務」や「自治事務」も法律によって決められています。したがって市町村がこういった事務事業は都道府県に頼む、都道府県ができないから国に頼むという方策は補完性の原則に合致するものではありませんが、国による集権的分権改革といった考え方には反します。

それ故、都道府県や市町村の立場を尊重した完全な補完というものは残念ながら現実的には難しいのであり、取り分け都道府県の事務処理特例ではなく国の法律で事務の配分を定めようとする今般の改革の考え方は、国による自治制度の統一を目指すものであり、集権的手法によって分権改革を推進するというある意味矛盾した点があります。そのためこの矛盾を解消するのに次善の補完の手法が採られなければなりません。それは、国が法律を制定する際、関係機関との協議を必要とするといった仕組みになろうと思います。

何れにしても、先行き不透明な中での第二期改革の実現そして集権的補完を分権的補完するためには、国の立法過程に対する自治体の参加が不可欠です。こうした点で、この「会議」の設置はますます必要性を増してきているように思います。地方としてその法制化による制度化を強く求め、実現を図っていかねばならない正念場に来ているように思います。この点、知事、いかがお考えでしょうか。

【プルサーマル計画について】

最後に、島根原子力発電所プルサーマル計画について伺います。

知事、議会では既に、島根原発 2 号機におけるウラン・プルトニウム混合

酸化物燃料の使用について、執行部の「基本的に了解する」の判断を「適切・妥当」であるとしています。

そこで、いまさら“そもそも論”を蒸し返す気はありませんが、まず基本的な認識として、原子力発電そしてプルサーマルについて、有用性、必要性、重要性をどう思っておられますか、お聞かせ下さい。

そして今本県は、中国電力に対する最終回答とそのための可否判断を迫られています。平成18年の執行部判断は「島根原子力発電所2号機での最終的な安全性については、国の安全審査において、(燃料ペレット中のプルトニウム含有量など)MOX燃料及びその装荷炉心の特性を考慮して、専門的審査体制の下で具体的に評価されることから、国の安全審査結果を確認する必要がある」とし、計画は基本的に了解しながら「最終的な回答は、国の安全審査まで留保」するというものでした。

それから2年4ヶ月、ようやく昨年10月、国の安全審査が終了し、結果が示されました。確かに18年の回答留保の理由に鑑みれば、この時点でプルサーマルについて“確認的意味合い”として可否判断はできたのではないかと思います。しかし、あれから4ヶ月が経ち、それにしても県はこの審査結果をどう評価されていますか、お聞かせ下さい。

また可否を決めるに際し、先の「基本的に了解する」の判断は知事の中でどのような位置づけになっていますか、併せて伺います。

また知事、この問題で一番逡巡されているのは原発の耐震安全性の問題と付度します。この点特に新潟県中越沖地震での柏崎刈羽原子力発電所の事故を踏まえれば、これまでの知事の一連の発言も理解できます。

この問題について、議会は、「国、県、事業者が強く連携して、原子力発電の安全確保に万全の体制をもって臨むこと」を要請していますが、平成18年には直接触れておりません。決して避けたわけではありません。

それはまず、この耐震性の問題がプルサーマルだけでなく原子力発電全体の問題であること、またプルサーマルは燃料の一部をウランからいわゆるMOX燃料に変更することであり、この変更によって耐震に異なる対応が求められるわけではなく、プルサーマルと活断層に係る耐震安全性は別問題として対応できること、また宍道断層については、中国電力において既に平成17年9月最新の知見で断層の長さを20キロとしても安全性が損なわれることはないことを確認しており、さらに、この断層については耐震指針の見直しを踏まえ中国電力において改めて調査・評価するとの発表がされ、これによって島根原発の耐震安全性が損なわれると決めつけるのは拙速であることから、そうしました。

知事、この問題に相当配意されているのがひしひしと伝わって参ります。

理解したいと思います。しかし、原発の問題は、楽観はもとより悪戯に悲観することなく適切に対処すべきものと心し、議会は判断しました。この判断内容に所感があればお聞かせ下さい。

一方執行部は、この問題について、基本了解の理由の中で「島根 2 号機の耐震安全性は、確保されていると考えられること」としながら「なお、耐震設計審査指針が改定された際には、島根原子力発電所の耐震安全性について確認する必要がある」とし、中国電力や国に対し「耐震安全性に対する信頼の一層の向上を図るため、新耐震設計審査指針に基づき、速やかに島根原子力発電所の耐震安全性評価を行い」必要に応じて対策を講ずべき旨要望しています。これは最終回答を留保した理由ではありませんが、その対応を評価したいと思っています。

そして年末 26 日、島根原発に係る「地質、地質構造、基準地震動及び施設の耐震安全性については妥当である」とする保安院の中間評価が示されました。これまでの知事の姿勢からすれば大きなポイントとなる今回の中間評価です。どのように評価されていますか、お聞かせ下さい。

さて、プルサーマルへの最終回答に向け環境が整ってきている中、確認しておかなければならないことがあります。県と立地自治体松江市とのスタンスの違いです。

既に県・議会とも、島根原発 2 号機でのウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用については「基本的に了解」しています。一方松江市は、安全性確保が大前提、「一般論としての議論も重要だが、具体的に 2 号機で実施した場合どうなるのかということ踏まえることが必要である。そのためには、国の安全審査を受ける必要があるため」中国電力が国に原子炉設置変更許可申請を行うことについては了承し、「国の安全審査に加え、耐震安全性評価の結果を受けて、島根原子力発電所の耐震安全性を確認した上で、プルサーマル計画の実施について最終判断をする」としています。

したがって、両者の歩みは違って当然とは言わないまでも、最終可否判断の時期について差が出てくることは予想されます。この違いは違いとしてはっきり踏まえなければならないところです。どうですか、知事。

こうして、最終判断のルールも敷かれ時期も熟しています。もちろん三者協定は尊重しなければなりません。しかし、知事がいみじくも定例会見で語られたように、結果が一致すればよいのであって、三者が別に足並みを揃え立地自治体の最終判断を待つとか時期を合わせるとかということではなく、県政のこの重要課題を主体的に自主的に、今定例会中にでも、判断すべき時に来ていると考えます。どうですか、その決意を伺い、私の一般質問を終わ

ります。



【答 弁】

【知事】

中村議員のご質問にお答えを申し上げます。

最初は、現在の世界の経済危機、どういうふうに見ておるのかと、私の所感はどうかということでありまして、それから日本の経済対策の実効性などをどう評価しているかということでございます。

私もこのような世界の経済危機がどうして起こっておるのかというようなことは時々考えたり、いろいろなものを読んだりもしているんですけども、やはりバブルでございますね、性格としてはバブルが起こり、バブルが崩壊をして、それがアメリカだけじゃなくて世界に広がっていったということがあります。

バブルが起こっているというのは、単に規制が緩和をされてるとか、そういう周りの仕組みというよりも、バブルを起こすエネルギーというのが内部にあるわけでありまして、それはなぜ起こったのかということが一つあると思います。

これについてはいろんな見方がありますが、世界経済が変化の段階に入っているということですね。それはご指摘になりましたようにグローバル化であり、あるいは情報化であり、平たく言えば中国だとかインドだとか、これまで停滞をして発展を余りしないと思われてた地域に市場経済、それはその人たちが市場経済へ移行を選択したわけでありまして、選択し、市場経済に移行の過程がどんどん進んでいったと、世界的に需要がどんどん拡大をしていったということがエネルギーの源にあるという説が多いですね。

その結果、経済が好調になりますと、それからそういう国は設備投資とか、今まで農村にいた人たちが都会に出て、市場経済の中に入っていくというこ

とでありまして、生産がどんどん世界的に拡大をしていったわけですね。生産が拡大するところに需要も拡大する。そういう中でインフレがおさまり、他方で需要はどんどん拡大して非常に経済がいい状況に入って、インフレがおさまりますから、長期金利が下がるわけです。つまり、リスクがどんどん減っていった。人々はリスクに対する、将来何が起こるかもしれない、注意しなきゃいかんというような感覚がどんどん後退をしていって、それが先行きに楽観になり、そういう状況が続くということでありまして、リスクが減って長期金利が下がると資産価値が当然上がっていくわけです。住宅価格もそういう過程でどんどん上がるわけですね。そういう中で、そういう住宅ローンが拡大をするとか、あるいは規制の緩和があって、金融商品の証券化が起こると、多くの人々がそういう証券化をアメリカ以外の人も買うとか、世界中にそういう広まる要素があったということですね。

しかし、そういうものはいつまでも続かないわけでありまして、いつかでそういうバブルは、理由はともかく、いつかは崩壊するのは、これはとめられないわけで、崩壊すると、今度はそれが世界中に広まるのはグローバル化ということが大きな影響を持っているわけですね。日本などはアメリカの好景気のために日本からの自動車とか電気製品がどんどん売れてったわけですね。それがこの度なくなって、逆になったわけでありまして、日本にも波及するし、ヨーロッパにも波及するし、途上国にも波及する。世界的な危機になったということです。

それに対して、一つはそういうことで金融のシステムがおかしくなるわけですね。金融機関が大きな損失をこうむりますし、彼らの持つ資産価値が下がると融資が減るわけです。金融が詰まるわけです。そうすると、自動車ローンが組めないということになります。それから、融資が組めないんで倒産するところも出てきます。それで、したがって金融のシステムがどう安定するかということが一つの大きな仕事ですね。それは日本の景気などを踏まえて資本注入をやるとか、迅速にこれが行われて金融のシステムは崩壊しないで済んだと、しかし今度はそれが実体経済にグローバル化のルートを通して各地に及んでいるということでありまして、それに対しては各国が景気対策を打たないと、そのマイナスの影響は克服できないということでありまして、日本は昨年秋以降、非常に大きな対策を打ってきたということです。金融システムの安定化のほうは日本は余り必要ありませんでしたけれども、それも若干やっております。しかし、後退する需要を拡大するための対策を打ってきましたし、世界各国がやらなきゃいかんというのが今の課題になっているというふうに思います。

そういう意味で、日本の対策の効果はどうかということではありますが、それは相当のものをやっておる、はやくこれを実施することが大事だというふうに思いますし、それから今のこの危機の規模からいうと、これが短期間で

解決するっていうのはなかなか容易でないだろうと、私も思うわけでありまして、したがって、先行きについてよく注意をして、国自身もそうだと思います、景気が底を打って順調に上昇傾向に乗るまでの間はよく注意をして、必要な対策を果敢に打っていくということが求められていると思います。また、それについては世界各国もやろうとしていますし、日本政府もやろうとしているということでもあります。

そういう意味で、早く国会等における議論が終息をし、景気対策が早く打たれるということを私は望んでいるということでございます。

それから次は、分権の関連でございます。

これについてはいくつかの質問がございますので、まとめて申し上げたいと思いますが、今回の第2期分権改革では、既に権限移譲される範囲やその規模が明らかでないゆえ、肝心の地方税財政制度についてもまだ全体像が見えておりません。

また、議員ご指摘のように、三位一体改革で地方財源の大幅な削減がなされたこともあり、地方には不安感や懸念の声があります。こうした地方の懸念を払拭する必要があると思います。それによりまして、よりよい分権改革を進めるためには、議員ご指摘のように地方団体の意見が十分反映されることが必要でありますし、そのための仕組みも必要なわけでございます。

いずれにしても、地方が意見を言い、地方が納得するような改革でなければならぬと、その一つとして地方行財政会議を法定化するということが言われておるわけございまして、私も地方の意見が国の政策実現に、これだけじゃありませんが、十分反映されるような仕組みづくりをしていくことが必要だというふうに思っています。

それから、法制化に向けたこの動きがまだ具体化しておりませんが、知事会などでもこのことについては要請を行ってきておるわけでございます。島根県としても、国への重点要望において主張しているところであります。

次に、国の直轄事業を都道府県、地方団体が引き受けるという問題でございますが、国道、河川についても一定の案が示されて、我々もそれに対応するという意思表示をしております。やや現実的な対応ではないかということもありましたが、私はこの問題は移管を受けるときに財源がないと困ることになりますから、そこをしっかりとすることが大事であり、それから国の直轄事業には人が働いておるわけでありまして、そういう人たちをどうするかということがないと、現実には移管が進みませんから、そういう問題をよく詰めていく必要があるということでありまして、移譲に伴う財源や人員の措置につきまして、今後の地方分権改革推進委員会における第3次勧告など国の動向、そういうところで国がどう考えてどうしようとしているのか

をよく見まして、適切に対応していきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、分権改革全体を通じまして、国と地方で十分議論調整をして、国民にとって望ましい改革になるように我々も努力をしていきたいということでもあります。

次に、原子力発電そしてプルサーマルの関連の質問が私にございまして、それぞれ答えてまいります。

一つは、プルサーマルについて有用性、必要性、重要性をどう考えているかということでもあります。

まず第1に、日本はエネルギー資源に乏しく、エネルギーの自給率がわずかに4%しかないわけでありまして、そういう意味におきまして、この、石油価格はまたいずれ高騰するでしょう、そういう意味において、原子力発電はエネルギー価格安定供給を図る上で重要な役割を果たしていくというふうに考えております。

また、原子力発電はCO₂を出さないために、地球温暖化防止にも役立つエネルギーであると、そういう意味でも大事だというふうに考えております。

それから第3に、原子力発電はウラン燃料を用いますが、プルサーマルは原子力発電で生じた使用済みウラン燃料からまだ使えるウラン、プルトニウムを回収して再利用するものであり、ウラン燃料のリサイクルでありまして、乏しい資源を有効に使うという意味合いを持っておるというふうに理解をしております。

そういう意味におきまして、プルサーマルはエネルギーの安定供給に資する面がありますし、それから余分なプルトニウムは持たないという国際公約があるわけですが、それにも寄与するというふうに考えますし、それから原子力発電により、高レベルの廃棄物の量が生じていくわけでありまして、同じ燃料を有効に使うということで、その廃棄物の量を減らすという面でも役割を演ずるというふうに考えているわけでありまして、安全性の確保を前提とすれば、有用性や必要性は高いと考えているところであります。

次に、昨年10月の国の安全審査をどう評価しているかという問いであります。

中国電力が国に提出しました島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画につきましても、まず経済産業省原子力安全・保安院が安全性を確認し、次に原子力安全委員会及び原子力委員会がダブルチェックをして約2年をかけて審査をしたわけでありまして、その結果、安全性は確保されるとされまして、中国電力に対して許可がなされたものであります。

今回の島根2号機のプルサーマル計画に関しましては、県としてMOX燃料を使用した場合の制御棒のききぐあいはいか、あるいは燃料棒の安全性

はどうかなど、主要項目につきまして国の安全審査結果を基に再度整理をし、確認をいたしております。いずれも安全性は確保されるということを確認しているわけでございますし、また県が委嘱をしております原子力安全顧問からも国の安全審査結果及び県が行いました確認の内容については問題はないという意見をいただいております。

以上のことから、県といたしましては島根原子力発電所 2 号機のプルサーマル計画については、これを実施した場合にもウランによる発電と同等の安全性が確保されるものとなっており、国の審査は妥当なものと考えているところであります。

次に、最終的な回答を県が行うに際し、先の基本的に了解するという判断でございますね、それをどのように位置づけているかという質問であります。

プルサーマルについての基本的了解は、県として県民各層からなるプラトニウム混合燃料に関する懇談会での議論、県安全対策協議会の顧問の専門的観点からの意見などを踏まえ、安全性、必要性に関してさまざまな観点から慎重に検討した上で行ったものであります。

平成 18 年 6 月議会において、基本的了解の知事判断を適切妥当なものとする総務委員長報告が本会議において了承されております。今般の最終回答は、この基本的了解を踏まえて行うものであります。

それから、こうした議会判断への所感についてはどうかという質問があります。

県議会においては、当時中村総務委員長を初め、総務委員会として非常に精力的に調査や参考人の意見聴取、現地視察等を行い、ご議論いただき、基本的了解という知事判断を適切妥当とご理解いただいたものと考えております。

ご指摘のように、プルサーマル計画は燃料の一部をウラン燃料から MOX 燃料に変更するものでありまして、この変更によって原子炉そのものの耐震安全性に関し、異なる対応が求められるものではないとされていることは承知をしております。

しかしながら、県の基本了解後、平成 19 年 7 月に新潟県中越沖地震が発生し、このときの地震動は柏崎刈羽原子力発電所において設計時に想定していた基準地震動を大きく上回ったため、原子力発電所の耐震安全性について、改めて国民の不安と関心が高まったのであります。このため、国、原子力安全・保安院では、同地震で、そのときの地震で得られた新たな知見を電力会社の耐震安全性のチェックに反映をするように指示が出されたわけでありす。それに基づいて中国電力は、さらに評価をしたということでございます。

このような新たな状況を踏まえ、耐震安全性を改めて確認することは、ウ

ラン燃料を使う現在の原子力発電であれ、MOX 燃料を使うプルサーマルであれ、原子力発電所の基本的安全性に関わるものとして重要な問題であります。

このため、今回プルサーマルに対する地元住民の方々の理解を得るためには、新たな知見のもとで行われた 2 号機の耐震安全性について、改めて確認をすることが必要だと考えたところであります。

このようなことから、プルサーマルについての最終的回答を行うに当たりましては、耐震安全性についても国の評価結果についてよく説明を受け、県の原子力安全顧問の意見も聞くなど、チェックを行ってきたものであります。

次に、保安院が行った耐震安全性に評価についてはどう見ているかという質問であります。

まず、平成 18 年 9 月の耐震設計審査指針が改訂され、従来より厳しい基準で耐震安全性の評価は行われました。島根原子力発電所の耐震安全性の中間報告は、詳細な調査に基づき、宍道断層による地震が敷地に最も大きな影響を及ぼす地震であると選定をしております。

宍道断層の評価に当たっては、その長さを 22 キロメートルとして評価されているわけであります。想定される地震の揺れの程度、最大加速度と申しているようではありますが、これは 439 ガルであるが、これにさらに余裕を持たせて 600 ガルを基準値震動として評価をしているものであります。

さらに、国の指示によりまして、新潟県中越沖地震で得られた知見も反映し、断層から放出される地震波の強さを平均の 1, 5 倍とした評価も実施をしたわけであります。

このように耐震安全性につきましては、国は何重にも余裕を見込んだ評価をした結果、島根原子力発電所 1 号機、2 号機の耐震安全性上、重要な機能、すなわち、止める、冷やす、放射性物質を閉じ込める機能は確保されるということを確認したのであります。この国の評価結果につきましては、耐震関係が専門の県の原子力安全顧問からは特段問題はないという意見をいただいたところであります。

このような国の審査結果や原子力安全顧問の意見を踏まえますと、島根 2 号機の耐震安全性上、重要な機能は確保されているものと考えられ、国による中間評価は妥当であると考えております。

最後に松江市との関係についてご質問がありました。

まず、県は、プルサーマル計画につきましては、繰り返しになりますが、平成 18 年 10 月に既にプルサーマルの安全性、必要性に関する基本的な検討は一応終了した上で、基本的に了解する旨の回答を行いまして、その際、最終的な回答は国の安全審査まで留保し、その結果を確認した上で最終的な了解を行うとしたのであります。

他方、ご指摘のように松江市は、平成 18 年 10 月には、国への原子炉設置変更許可申請を行うことについては、中国電力がそういう申請を行うことについては了解をしており、事前了解につきましては国の安全審査結果を踏まえ、改めて審議し、最終判断をすとしたのであります。そういう意味におきまして、県と市の間で最終判断に向かっている進め方には一定の差異はあったと認識をしております。

さらに、県の最終回答の時期であります。それについて質問がありましたが、県が主体的に今定例会中にも最終判断をすべきではないかというご指摘であります。昨年 10 月に国の安全審査が終了し、中国電力に対してプルサーマル計画の許可がございましたが、中国電力はこの計画を実行するためには、島根県、松江市、中国電力の三者の安全協定によりまして、島根県、松江市の了解が必要なわけでありまして、つまり、地元松江市の理解が大事なわけでありまして。現在、松江市ではプルサーマルの検討が精力的に行われておるわけでございますから、私どもとしては、県の最終回答の際には松江市の考え方をよく聞いた上で行うのが適当であると考えているところであります。私からのお答えは以上のとおりでございます。

【地域振興部長】

地方分権改革推進委員会の第 1 次勧告で出されました県から市町村への権限移譲に関する一連のご質問にお答えを申し上げます。

まず、法制化による権限移譲という第 1 次勧告については、議員は若干の疑問を呈しておられますが、それについての私の認識ということでお答えをさせていただきたいと思っておりますが、今回の勧告はその実態を見ますと、主としてこれまで都道府県の条例によって特例として権限移譲された事務などを法律によって市町村の事務として新たに位置づけようと、こういうことだろうと思っております。

住民に身近な市町村が地域の実情に応じた主体的で安定的な住民サービスの提供でありますとか、あるいはまちづくりに取り組んでいくためには、仕事の移譲を受けた際、その権限がきちんとどこかで明確化されているとか、あるいはその財源がきちんとどこかで明確にしてあると、そういった確固たる制度的な裏打ちがやはり必要ではないかと、したがってこの第 1 次勧告は新たに法律によってこれらをきちんと担保をしていこうと、そういうような基本的な考え方でなされたものではないかというぐあいにも思っております。

しかしながら、現実には、議員からお話しも随分ございましたが、市町村ごとに規模や、あるいは地理的条件、それからそれぞれの自治体の執行体制

というのが非常に大きな差異がございます。余りに法律によって画一的に進めようとしたしますと、受け入れる市町村におきましてさまざまな課題も出てくるものと考えております。

こうした課題を解決しながら、移譲を受ける市町村や住民にとってよりよい形で分権の実を上げるためには、先ほど知事からもご答弁申し上げましたとおり、今後これから始まる検討過程に起きまして、市町村の意見が十分に反映されることが肝要であると、このように考えております。

次に、第1次勧告と私どもが従来から行ってまいりました県から市町村への権限移譲との関係についてお答えを申し上げます。

まず、勧告と本県における市町村への移譲状況との関係でございますが、勧告の359条項のうち、移譲先が政令指定都市など大都市に限定されているもの、あるいは本県では対象地域がなかったり、事務発生の見込みがないもの、こういったものを除外をしていきますと211条項が本県に関係があると、こういうことになっております。その211条項のうち、町村が対象となるものは29条項でございます。新年度から移譲が決定しているものを含めまして、いずれかの市に移譲の実績がるものは、この大体6割121条項となっております。その121条項のうち、県内のすべての市に既に移譲が完了しているものは43条項、こういったことになっております。

町村への移譲に関しましては、対象の29条項のうち、23条項を県内のすべての町村に既に移譲が完了しております。

次に、勧告と本県の権限移譲計画との関係についてでございます。

本県に関係のございます、先ほども申し上げました211条項のうち、私ども県の計画に上げていないものが53条項ございます。そのうち既に市町村に全市町村にもう移譲は済んだために、計画にあえて上げる必要がなかったものが30条項も実はございます。実質的にはこれらを除いた23条項が計画に上げていない事務ということになります。

もし新分権一括法により、勧告どおり法改正がなされれば、その23条項のうち5条項が市及び町村の事務となります。残りの18条項は市のみの事務となってまいります。

本県の権限移譲計画では、各市町村において、その規模や体制、地域住民の意向などを勘案して自主的、主体的に移譲事務を選択していただくと、こういうようなやり方をしてございました。したがって、法改正がなされれば、例えば、例えばの例でございますが、市のみに移譲されている18項目を町村への移譲候補として追加しなくてはならん、そういうような検討など、県の権限移譲計画の見直しが必要になってくるというぐあいに考えております。

最後に、実際に新分権一括法によって市町村への移譲がなされる際の経過的な措置が必要ではないかというようなご質問がございました。

先ほど申し上げましたように、今回の勧告内容は 64 法律 359 条項と、非常に広範囲にわたっております。したがって、移譲を受ける市町村、さらには住民の皆さんに混乱や支障が生じることなく円滑に移譲が進むように、それぞれの事務の内容に応じて制度設計あるいはそれを運用する両方の面にわたって、これが実際に施行されるまでに十分な準備期間が必要ではないかというぐあいに思っております。そういった配慮を国が的確に行っていただくことが肝心ではないかというぐあいに思っております。

もし、そのような形で県から市町村に移譲が行われるというような事態が生じますれば、私どもといたしましても事前の事務引継ぎ準備でございますとか、移譲後の相談体制、あるいは移譲を受けられる市町村の人的なサポート等も含めて、全面的な支援をして万全を期していきたいというぐあいに考えております。以上でございます。